

総社市告示第110号

総社市有害鳥獣捕獲報奨金交付要綱（平成17年総社市告示第80号）の一部を次のように改正する。

平成29年9月7日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表とする。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
報奨金の種類	交付対象者	要件	交付限度額	申請時期	報奨金の種類	交付対象者	要件	交付限度額	申請時期
1 イノシシ、シカ、ヌートリア及びサル捕獲報奨金	市内において組織する狩猟団体に所属する駆除班員	市内で捕獲したイノシシ、シカ、ヌートリア又はサル。ただし、2及び3の要件に該当するものを除く。	イノシシ又はシカ1頭につき8,000円、ヌートリア1頭につき2,000円、サル1匹につき38,000円。ただし、有害鳥獣捕獲許可の捕獲数以内	随時	1 ヌートリア及び野猿捕獲報奨金	市内に住所を有し、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく適法捕獲者	市内で捕獲したヌートリア又は野猿	ヌートリア1頭につき500円 野猿1匹につき7,000円	随時
2 イノシシ、シカ及びサル一斉許可捕獲報奨金	同上	岡山県有害鳥獣捕獲強化対策事業実施要領（平成27年3月31日付け農振第681号）の期間内に市内で捕獲したイノシシ、シカ又は	イノシシ又はシカ1頭につき16,000円、サル1匹につき42,000円。ただし、有害鳥獣捕獲許可の捕獲数以内	同上	2 イノシシ・シカ一斉許可捕獲報奨金	市内において鳥獣捕獲許可者で編成する駆除班	岡山県有害鳥獣捕獲強化対策事業実施要領（平成27年3月31日付け農振第681号）の期間内に市内で捕獲したイノシシ又はシカ	イノシシ又はシカ1頭につき8,000円。ただし、有害鳥獣捕獲許可の捕獲頭数以内	要件に該当する期間に捕獲したものであるについて随時
					3 イノシシ	市内において	狩猟期間内に	イノシシ又は	狩猟期間

改正後					改正前				
		サル			シ・シカ狩	組織する狩	市内で捕獲し	シカ1頭につき	内に捕獲
3 イノシ	市内において	狩猟期間内に	イノシシ又は	同上	猟捕獲報	団体に所属す	たイノシシ又	8,000円	したも
シ及びシ	組織する狩	市内で捕獲し	シカ1頭につき		奨金	る狩猟者	はシカ		の
カ狩猟捕	団体に所属す	たイノシシ又	8,000円						につい
獲報奨金	る狩猟者	はシカ							て
									隨時

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の別表の2の項交付対象者の欄中「同上」とあるのは、平成30年3月31日までの間、「市内において組織する狩猟団体に所属する駆除班」と読み替えるものとする。